



2024年1月25日

各 位

会 社 名 カタクラ (片倉工業株式会社)  
代表者名 代表取締役社長 上甲 亮祐  
(コード番号 3001 スタンダード市場)  
問合せ先 取締役執行役員企画部長 水澤 健一  
(TEL. 03 - 6832 - 0223 )

### 業績連動型株式報酬制度の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2018年3月29日開催の第109回定時株主総会において取締役（非業務執行取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、2021年3月30日開催の第112回定時株主総会において現行BBT制度の一部改訂のご承認をいただき運用しておりますが、本日開催の取締役会において、現行BBT制度の一部を見直し、取締役に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）へ改訂することを決議し、本制度に関する議案を2024年3月28日開催予定の第115回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改訂の背景及び目的

当社取締役会は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として現行BBT制度を導入し、運用してまいりました。

今般、取締役の報酬等を巡る実務の動向等も勘案し、指名・報酬諮問委員会及び取締役会において検討いたしました結果、現行BBT制度の当初の目的に加え、取締役が、在任中においても業績連動型株式報酬制度により給付される株式に係る議決権の行使や配当の権利等、株主の皆様と同様の権利を有することによって、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し、経営に当たることが期待できること、及び当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも沿う内容であることに鑑み、現行BBT制度を本制度に改訂することが適切と判断いたしました。

## 2. 本制度の概要及び現行 BBT 制度からの改訂の内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（当社は、現行 BBT 制度に基づき、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託を設定しておりますところ、本制度に基づく当社による株式取得資金等の拠出、当社株式の取得、取締役に対する給付も、当該信託を通じて行うことといたします。以下、当該信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

現行 BBT 制度からの改訂の内容は、以下のとおりです。（なお、現行 BBT 制度の内容については、2018 年 2 月 14 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2021 年 3 月 30 日開催の第 112 回定時株主総会における第 3 号議案をご参照ください。）

項目	現行 BBT 制度	本制度
当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数(以下「確定ポイント数」という。)	原則として、退任時までに当該取締役が付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1 を超えないものとする。）を乗じて得たポイント数	原則として、受益権確定時までに当該取締役に付与されたポイント数（注 1、2）
当社株式等の給付	取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受ける。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受ける。	受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として確定ポイント数に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受ける。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受ける。（注 1、2）

(注 1) 取締役が在任中に確定ポイント数に応じた数の当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(注 2) ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

### 3. 本制度における取締役が給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

本制度において、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③ 譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

#### ④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

以上